

新旧対照表〔2022 年 11 月 1 日実施〕

【対象のお客さま】

でんき M プラン（四国）、でんき L プラン（四国）、ecoM プラン（四国）

■ au でんき需給約款

改定前（旧）	改定後（新）
3 定義 （略） (9)再生可能エネルギー発電促進賦課金 電気事業者による 再生可能エネルギー電気の 調達 に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第 36 条第 1 項に定める賦課金をいいます。 （略）	3 定義 （略） (9)再生可能エネルギー発電促進賦課金 再生可能エネルギー電気の 利用の促進 に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第 36 条第 1 項に定める賦課金をいいます。 （略）
附 則 1 本約款の実施期日 本約款は、2022 年 10 月 1 日 から実施いたします。	附 則 1 本約款の実施期日 本約款は、2022 年 11 月 1 日 から実施いたします。
別 表 3 再生可能エネルギー発電促進賦課金 (1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第 36 条第 2 項に定める納付金単価に相当する金額とし、 電気事業者による 再生可能エネルギー電気の 調達 に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）および 回避可能費用単価等を定める告示 により定めます。なお、当社は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価をあらかじめ当社の指定するホームページで公開いたします。 （略） (3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定 （略）	別 表 3 再生可能エネルギー発電促進賦課金 (1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第 36 条第 2 項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー電気の 利用の促進 に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）および インバンスリスク単価等を定める告示 により定めます。なお、当社は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価をあらかじめ当社の指定するホームページで公開いたします。 （略） (3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定 （略）

□ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 1 項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、お客さまからの申出の直後の 4 月の検針日から翌年の 4 月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 5 項または第 6 項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の起算日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 3 項に規定する政令で定める割合として電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。なお、減免額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。

□ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 1 項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、お客さまからの申出の直後の 4 月の検針日から翌年の 4 月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 5 項または第 6 項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の起算日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 3 項に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。なお、減免額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。

4 燃料費調整

(1) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

(略)

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

また、本号によって算定された平均燃料価格の額が、契約種別ごとに次の表の値を超える場合、平均燃料価格は次の表の値といたします。

契約種別	平均燃料価格
でんきMプラン（北海道） でんきLプラン（北海道）	55,800 円
でんきMプラン（東北） でんきLプラン（東北）	47,100円
でんきMプラン（東京） でんきLプラン（東京）	66,300円
でんきMプラン（北陸） でんきLプラン（北陸）	32,900円
でんきMプラン（四国）	39,000円

4 燃料費調整

(1) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

(略)

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

<table><tr><td>でんきLプラン（四国）</td><td></td></tr><tr><td>でんきMプラン（九州）</td><td rowspan="11">41,100円</td></tr><tr><td>でんきLプラン（九州）</td></tr></table>		でんきLプラン（四国）		でんきMプラン（九州）	41,100円	でんきLプラン（九州）		
でんきLプラン（四国）								
でんきMプラン（九州）	41,100円							
でんきLプラン（九州）								
(略)		(略)	(略)					
(3) 離島ユニバーサルサービス調整		(3) 離島ユニバーサルサービス調整	(3) 離島ユニバーサルサービス調整					
(略)		(略)	(略)					
□ 離島平均燃料価格の算定方法は、(1)イ平均燃料価格に準じるものとし、α、βおよびγは、以下の通りといたします。		□ 離島平均燃料価格の算定方法は、(1)イ平均燃料価格に準じるものとし、α、βおよびγは、以下の通りといたします。						
α=1.0000		α=1.0000						
β=0.0000		β=0.0000						
γ=0.0000		γ=0.0000						
なお、上記によって算出された離島平均燃料価格の額が、78,800 円を超える場合、離島平均燃料価格は、78,800 円とします。								
(略)		(略)						